

証券コード 281A
2025年3月13日
(電子提供措置開始日 2025年3月7日)

株 主 各 位

東京都港区芝公園一丁目8番20号
インフォメティス株式会社
代表取締役社長 只 野 太 郎

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、以下の当社ウェブサイトにて「第12期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.informetis.com/ir/stock/shareholders/>

また、上記のほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記東京証券取引所のウェブサイトにてアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月27日（木曜日）午後6時（当社営業終了時刻）までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目4番1号 芝パークビルB館 地下1階
A P 浜松町 F ルーム

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第12期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

取締役3名選任の件

第2号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回にわたって議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ~~~~~
- * 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - * 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - * 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年3月28日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後6時00分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後6時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 双票

××××年×月×日

1. _____

2. _____

見本

ログイン用紙コード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

※議決権行使書用紙はイメージです。

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

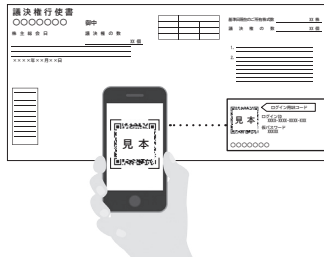
- ・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

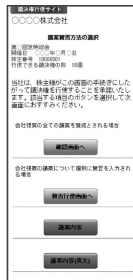
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

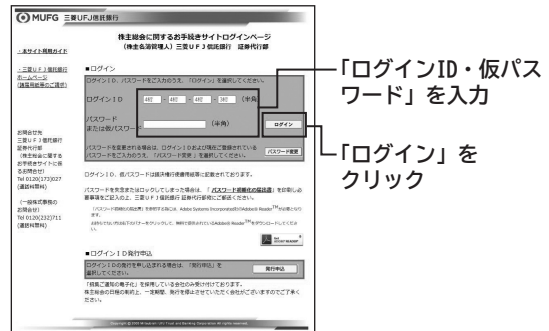
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
1	[再任] ただの たろう 只 野 太 郎 (1968年5月15日生)	1991年4月 ソニー株式会社（現・ソニーグループ株式会社）入社 2013年4月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2014年11月 Informetis Europe Ltd. Director（現任） 2018年4月 株式会社エナジーゲートウェイ 社外取締役（現任）	26,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 只野太郎氏は、当社設立以来、代表取締役社長として経営の指揮を執ってまいりました。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、これまで当社の経営を担ってきた実績と経験をもって、当社のさらなる成長と持続的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">[再任]</p> <p style="text-align: center;">よこみぞ だいすけ 横 溝 大 介 (1975年5月15日生)</p>	<p>2000年11月 TAC株式会社 入社 会計士講師室</p> <p>2006年11月 SBIペリトランス株式会社（現・株式会社DGファイナンステクノロジー）入社 経営管理部</p> <p>2009年2月 株式会社インタースパイア（現・ユナイテッド株式会社）入社 経営管理部</p> <p>2009年7月 同社内部監査室長</p> <p>2010年10月 グルーポン・ジャパン株式会社 入社 管理本部マネージャー</p> <p>2014年1月 サイジニア株式会社（現・ZETA株式会社）入社 管理部長</p> <p>2014年9月 同社取締役執行役員CFO</p> <p>2015年1月 同社取締役執行役員CFO兼経営管理部長</p> <p>2017年5月 Repertoire Genesis株式会社 入社 取締役兼執行役員</p> <p>2019年1月 同社取締役CFO</p> <p>2019年9月 同社取締役兼社長室長CFO</p> <p>2020年6月 当社 入社 執行役員CFO</p> <p>2020年6月 当社取締役CFO</p> <p>2020年12月 当社取締役CFO兼経営管理本部長（現任）</p> <p>2021年6月 株式会社エナジーゲートウェイ 社外取締役（現任）</p> <p>2024年6月 Informetis Europe Ltd. Director（現任）</p>	4,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>横溝大介氏は、財務、経営企画、資金調達だけでなく事業戦略及び知財戦略などの豊富な経験を有し、当社取締役CFO就任後は、当社株式上場を主導いたしました。今後も、同氏が持つ専門性により、当社のさらなる成長と企業価値の向上に貢献ができると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">[再任]</p> <p style="text-align: center;">たかはし もとひろ 高橋元弘 (1975年9月4日生)</p>	<p>2001年10月 弁護士登録（東京弁護士会所属）</p> <p>2001年10月 森綜合法律事務所（現・森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）入所</p> <p>2007年4月 末吉綜合法律事務所（現・潮見坂綜合法律事務所）設立 同事務所パートナー（現任）</p> <p>2007年4月 九州大学法学部 非常勤講師</p> <p>2010年4月 東京理科大学専門職大学院 講師</p> <p>2011年4月 日本弁理士会 特定侵害訴訟代理業務研修（能力担保研修）講師</p> <p>2013年4月 特許庁工業所有権審議会 弁理士審査分科会臨時委員</p> <p>2013年4月 金沢工業大学虎ノ門大学院 知的創造システム専攻非常勤講師</p> <p>2015年4月 金沢工業大学虎ノ門大学院 知的創造システム専攻客員教授（現任）</p> <p>2021年2月 特許庁工業所有権審議会 弁理士審査分科会試験委員</p> <p>2023年12月 当社社外取締役（現任）</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>高橋元弘氏は、弁護士として、長年企業法務に従事しており、会社法及びコーポレート・ガバナンスはもちろんのこと、当社の事業推進に不可欠な知的財産・IT関係法令にも精通し、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の業務領域における専門的かつ客観的な助言・提言を期待して、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。</p> <p>なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>			

1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 高橋元弘氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年3か月であります。
3. 当社は、現在、高橋元弘氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結しておりますが、同氏の再任が承認された場合には、同契約第2条（再任の場合の効力）に基づき、同契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. 当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を補填することとしております。本議案が承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。
5. 当社は、高橋元弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年12月27日開催の臨時株主総会において、1事業年度あたり300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は1事業年度あたり60,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）であり、本株主総会で第1号議案「取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は3名（うち社外取締役1名）となります。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は、以下のとおりであります。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は1事業年度あたり24,000株以内を上限といたします。ただし、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分をされる普通株式の1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証

券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役特に有利な金額にならない範囲において、取締役会にて決定いたします。

3. 対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役、使用人その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものいたします。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、本割当株式の払込期日同日を初日として1年から3年の間で当社取締役会が定める期間の末日が属する事業年度に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下、「要在任期間」といいます。）、継続して、当社の取締役、使用人その他当社取締役会で定める地位のいずれかにあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象取締役が、要在任期間の間に、当社の取締役、使用人その他当社取締役会で定める地位のいずれからも正当な理由により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

（3）無償取得事由

対象取締役が、要在任期間の間に、当社の取締役、使用人その他当社取締役会で定める地位のいずれからも正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記（2）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、要在任期間の間に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとしたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は1事業年度あたり60,000千円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は1事業年度あたり24,000株を上限としており、発行済株式総数に対する希釈化率は0.49%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定であります。

以上

事業報告

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較はしておりません。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、コロナ禍からの社会・経済活動の正常化が進んでいく中で、緩やかな回復を見せながらも、世界的な経済不確実性、資源価格・物価の上昇や地政学的リスクなどの影響を受け、不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが関連するエネルギー業界では、引き続き世界的に脱炭素に向けた取り組みが加速いたしました。日本においても、2023年2月に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」の実現に向けて、エネルギー業界における脱炭素の推進、電力利用効率の向上、再生可能エネルギーの普及などの取り組みが重要な役割を果たしており、具体的には、2040年度までに電力供給の40～50%を再生可能エネルギーで賄う目標が設定されました。

このような状況の中、当社グループは、脱炭素とGXを推進し、電力利用効率の最適化を図るための取り組みとして、(i)電力消費者向けのスマート・リビングサービスとして、「ienowa (イエノワ)」、「enenowa (エネノワ)」及び「hitonowa (ヒトノワ)」、(ii)電力事業者向けのエネルギー・マネジメントサービスとして、「BridgeLAB DR (ブリッジラボ ディーアール)」や次世代スマートメーターに関連する受託開発等の取引拡大に努めました。

さらに、2024年5月に伊藤忠エネクス株式会社のグループ会社である株式会社エネクスライフサービスとともに提供を開始した簡易電力使用状況見える化サービスである「テラりんアイ (AI)」は、電力利用効率の向上に向けた取り組みが広がる中で、小売電気事業者からの引き合い及び受注が着実に増加いたしました。

また、2024年7月に東京電力ホールディングス株式会社向けに、当社の関連会社である株式会社エナジーゲートウェイを介し蓄電池及びV2H (Vehicle to Home) に対応したEV (電気自動車) の充電器を対象とした最適制御 (AI) である統合最適制御サービスを開始いたしました。

加えて、2024年12月に株式会社フォーバルと業務提携契約を締結し、小規模法人向けの脱炭素化支援サービスやヘルスケア・見守り関連サービスの共同開発を開始いたしました。

一方、費用面では、「BridgeLAB DR (ブリッジラボ ディーアール)」や次世代スマートメーターに関連する開発・運用に伴う費用や株式上場へ向けた準備費用などを計上いたしました。

各項目の経営成績の状況は、以下のとおりであります。

なお、当社は、エネルギー・インフォマティクス事業を単一セグメントで展開しているため、セグメント別の記載は省略しておりますが、事業領域は、事業を展開する地域により、①国内領域及び②海外領域に分かれております。

(売上高)

① 国内領域

「アップフロント」による売上高は、ハウスメーカーや住宅設備商社などへの電力センサーの販売が引き続き底堅く推移したことにより210,231千円となりました。

また、「プラットフォーム・アプリ提供」による売上高は、電力消費者向けのスマート・リビングサービスである「ienowa (イエノワ)」、「enenowa (エネノワ)」及び「hitonowa (ヒトノワ)」が順調に推移したこと及び伊藤忠エネクス株式会社のグループ会社である株式会社エネクスライフサービスとともに提供を開始した簡易電力使用状況見える化サービスである「テラりんアイ (AI)」の提供開始などにより358,596千円となりました。

さらに、「その他」による売上高は、次世代スマートメーターに関連する受託開発が増加したことにより400,253千円となりました。

この結果、当連結会計年度の国内領域の売上高は969,081千円となりました。

② 海外領域

前連結会計年度から継続して、Daikin Europe N.V.との間で、本格的な商用導入に向けたヒートポンプ（電気給湯器）の電力マネジメント技術に関連する実証実験等を実施いたしました。

この結果、当連結会計年度の海外領域の売上高は13,271千円となりました。

区分	当連結会計年度	
	金額（千円）	構成比（％）
国内領域	969,081	100.0
アップフロント	210,231	21.7
プラットフォーム・アプリ提供	358,596	37.0
その他	400,253	41.3
海外領域	13,271	100.0
アップフロント	1,162	8.8
プラットフォーム・アプリ提供	10,313	77.7
その他	1,795	13.5
国内領域及び海外領域合計	982,352	100.0
アップフロント	211,393	21.5
プラットフォーム・アプリ提供	368,910	37.6
その他	402,049	40.9

（売上原価、売上総利益）

当連結会計年度の売上原価は325,806千円となりました。これは、主として「その他」による売上高の増加に伴い、次世代スマートメーターに関連する受託開発等の製造原価が増加したことによるものであります。

この結果、売上総利益は656,546千円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は607,029千円となりました。これは、伊藤忠エネクスグループとの新サービスの拡販や次世代スマートメーターの運用に向けた人件費・業務委託費及び上場準備費用などによるものであります。

この結果、営業利益は49,517千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は57,380千円となりました。これは、主として持分法適用会社である株式会社エナジーゲートウェイにおける当期純利益の増加に伴い、持分法による投資利益が57,236千円となったことによるものであります。また、営業外費用は51,764千円となりました。これは、主として上場関連費用が32,146千円となったことによるものであります。

この結果、経常利益は55,133千円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は56,471千円となりました。

(2) 資金調達の状況

2024年12月9日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により、総額596,160千円の資金調達を行いました。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は356,813千円であります。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第9期	第10期	第11期	第12期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	—	—	—	982,352
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	—	56,471
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	13.11
総 資 産 (千円)	—	—	—	1,994,355
純 資 産 (千円)	—	—	—	1,273,761

(注) 当連結会計年度が、連結計算書類の作成初年度であるため、第11期以前の状況は記載していません。

(5) 対処すべき課題

① 優秀な人材の確保・育成

当社グループの事業は、「エネルギー」と「テクノロジー」を融合させ、最先端のAI技術などを活用してエネルギーデータの価値を引き出し、脱炭素化などの社会課題に貢献するものであります。その実現には、特にエネルギー領域とAI技術をはじめとするテクノロジー領域の両方に精通した人材を継続的に確保することが重要であると考えております。

こうした課題に対応するため、当社グループは、エネルギーとテクノロジーの両領域に精通した優秀な人材の採用を強化するとともに、従業員に対して当社の経験とノウハウを活かした多様な有益な研修を計画的に実施し、人材の育成に取り組んでまいります。

② 分析技術の強化と特許対策

当社グループは、NILM（機器分離推定技術）をはじめとするAI関連技術の中核とした分析技術こそが、当社の競争力の源泉であると認識しております。そのため、継続的な分析技術の強化に加え、他サービスとの差別化を図るべく、分析技術に関する特許権などの知的財産権を積極的に取得し、自社の権利を保護することが重要であると考えております。

こうした課題に対応するため、当社グループは、知的財産権に精通した人材の確保に加え、顧問弁護士などの専門家と連携し、権利化可能な技術について迅速に権利化を進めてまいります。

③ アライアンスパートナー戦略

脱炭素化を実現するためには、まずエネルギーデータを活用し、生活の質を向上させながらエネルギーの効率的な利用を促進することが重要であります。特に、エネルギー関連企業とのアライアンスを構築することが、脱炭素化の推進において重要な役割を果たすと考えております。

さらに、脱炭素化の実現には、エネルギーの効率的利用に貢献するサービスの提供だけでなく、「エネルギー+ α 」の付加価値を生み出すサービスを提供することも必要であります。これにより、当社グループのサービスの普及を促進し、社会インフラとしての定着を目指してまいります。

こうした課題に対応するため、当社グループは、エネルギー関連企業とのアライアンスに加え、エネルギーデータを活用した付加価値の創出に寄与する、異業種企業とのアライアンスにも積極的に取り組んでまいります。

④ コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社グループは現在、成長過程にあり、業務運営の効率化やリスク管理のために内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。事業の効率的な拡大を実現するため、コンプライアンスの徹底と内部統制の強化を最優先事項として認識しております。

これまでも体制整備を進めてまいりましたが、事業規模の拡大に伴い、今後は人的補充を行いながら、定期的な内部監査を実施し、コンプライアンス体制をさらに強化してまいります。また、監査役による監査を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の向上を図ってまいります。

⑤ 財務基盤の強化

当社グループは、第8期から第11期にかけて営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローもマイナスが続いておりました。

しかし、第12期においては、事業基盤の強化及び経営効率の向上に向けた施策を推進した結果、黒字転換を果たしました。

さらに、東京証券取引所グロース市場への上場を達成し、公募増資を通じて自己資本を充実させることで、財務基盤の強化を図ることができました。

今後、持続的な成長を実現するためには、既存事業の収益基盤をさらに強化するとともに、新規事業の拡大に向けた営業キャッシュ・フローの改善が不可欠であります。これにより、さらなる財務基盤の強化に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、脱炭素やGXに取り組む企業向けに、エネルギー・インフォマティクス事業を展開しております。

エネルギー・インフォマティクス事業は、エネルギー関連データを独自のAIで解析し、①省エネルギーと快適生活の実現をするスマート・リビングサービスと②エネルギーの運用効率の最適化を実現するエネルギー・マネジメントサービスをSaaS(注)型で提供するものであります。

(注) SaaS：「Software as a Service」の略語で、ソフトウェアやアプリケーションの機能をサービスとして、クラウド上で提供し、利用者がネットワーク経由で利用するモデルのこと。

(7) 主要な営業所及び使用人の状況

① 営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区

② 使用人の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
41名	—

(注1) 海外赴任者、当社から他社への出向者は含んでおりません。

(注2) 従業員数は、契約社員、他社から当社への受入出向者及び当社から他社への兼務出向者を含む就業人員であります。

(注3) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

③ 労働組織の状況

労働組織は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(8) 重要な子会社の状況

子会社の状況

名称	所在地	出資比率	主要な事業内容
Informetis Europe Ltd.	Cambridge, United Kingdom	100%	欧州圏における営業及び技術開発

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株式会社りそな銀行	300,000千円
株式会社日本政策金融公庫	200,000千円
株式会社商工組合中央金庫	16,300千円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 15,340,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 4,863,357株 |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 3,282名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 フ ォ ー バ ル	635,240	13.06
株 式 会 社 S B I 証 券	280,600	5.76
T I S 株 式 会 社	278,248	5.72
伊 藤 忠 エ ネ ク ス 株 式 会 社	254,237	5.22
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	153,600	3.15
I Eファスト&エクセレント投資事業有限責任組合	140,148	2.88
株 式 会 社 建 設 技 術 研 究 所	129,032	2.65
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	107,100	2.20
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	100,000	2.05
み ず ほ 証 券 株 式 会 社	90,000	1.85

3. 新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している、職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名 称	第7回新株予約権
新株予約権の数	24,000個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 24,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,157円/1株
新株予約権の行使期間	2025年7月26日から 2033年7月25日まで
新株予約権の主な行使条件	(注1)

(注1) 新株予約権の主な行使条件

1. 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使期間において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位たることを要する。
2. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められない。
3. 本新株予約権者が禁固刑以上の刑に処せられていない。
4. 本新株予約権者が就業規則に定める懲戒処分処せられていない。
5. 本新株予約権者が当社の書面による承諾を事前に得ることなく、同業他社の役職員に就いていない。
6. 本新株予約権者が書面により新株予約権者の全部又は一部を放棄する旨を申し出していない。
7. 本新株予約権者が在任・在職中に故意又は過失により過去及び将来にわたり当社に損害を与え、もしくは信用を毀損していない。
8. 上記の他、当社と本新株予約権者との信頼関係が著しく損なわれていない。

名 称	第8回新株予約権
新株予約権の数	65,000個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 65,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,482円/1株
新株予約権の行使期間	2027年6月20日から 2034年6月19日まで
新株予約権の主な行使条件	(注1)

(注1) 新株予約権の主な行使条件

1. 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使期間において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位たることを要する。
2. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められない。
3. 本新株予約権者が禁固刑以上の刑に処せられていない。
4. 本新株予約権者が就業規則に定める懲戒処分に処せられていない。
5. 本新株予約権者が当社の書面による承諾を事前に得ることなく、同業他社の役職員に就いていない。
6. 本新株予約権者が書面により新株予約権者の全部又は一部を放棄する旨を申し出していない。
7. 本新株予約権者が在任・在職中に故意又は過失により過去及び将来にわたり当社に損害を与え、もしくは信用を毀損していない。
8. 上記の他、当社と本新株予約権者との信頼関係が著しく損なわれていない。

(2) 当該事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名 称	第 8 回新株予約権
新株予約権の数	50,100個
交付人数 当社使用人	18名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 50,100株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,482円/1株
新株予約権の行使期間	2027年6月20日から 2034年6月19日まで
新株予約権の主な行使条件	(注1)

(注1) 新株予約権の主な行使条件

1. 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使期間において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位たることを要する。
2. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められない。
3. 本新株予約権者が禁固刑以上の刑に処せられていない。
4. 本新株予約権者が就業規則に定める懲戒処分に処せられていない。
5. 本新株予約権者が当社の書面による承諾を事前に得ることなく、同業他社の役職員に就いていない。
6. 本新株予約権者が書面により新株予約権者の全部又は一部を放棄する旨を申し出していない。
7. 本新株予約権者が在任・在職中に故意又は過失により過去及び将来にわたり当社に損害を与え、もしくは信用を毀損していない。
8. 上記の他、当社と本新株予約権者との信頼関係が著しく損なわれていない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	只野 太郎	Informetis Europe Ltd. Director 株式会社エナジーゲートウェイ 社外取締役
取締役 CFO	横溝 大介	経営管理本部長 Informetis Europe Ltd. Director 株式会社エナジーゲートウェイ 社外取締役
社外取締役	高橋 元弘	潮見坂総合法律事務所 弁護士 金沢工業大学虎ノ門大学院 知的創造システム専攻客員教授
社外監査役	高橋 研兒	—
社外監査役	大久保 樹理	大久保樹理税理士事務所 所長 株式会社プラスアルファ・コンサルティング 社外監査役
社外監査役	西村 正則	株式会社ルネサンス 常務執行役員

(注1) 高橋元弘氏は、社外取締役であります。

(注2) 高橋研兒氏、大久保樹理氏及び西村正則氏は、社外監査役であります。

(注3) 大久保樹理氏は、税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注4) 2024年9月12日をもって、南黒沢晃氏は、社外取締役を辞任いたしました。辞任時の重要な兼職は、ジャフコグループ株式会社常務執行役員事業投資部長兼マネージング・ディレクターでありました。

(注5) 2024年9月12日をもって、塙洋彰氏は、社外取締役を辞任いたしました。辞任時の重要な兼職は、ジャフコグループ株式会社事業投資部プリンシパルでありました。

(注6) 当社は、取締役高橋元弘氏、監査役高橋研兒氏、大久保樹理氏及び西村正則氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ており、2021年12月27日の臨時株主総会の決議により、取締役の報酬の総額は一事業年度あたり300,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人給与を除く。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち4名は社外取締役)、監査役の報酬額は一事業年度あたり70,000千円以内(当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名)としております。各役員の額については、役位、各取締役の職務内容、職務量等を踏まえて決定するものとしております。なお、その内訳は固定の基本報酬のみであり、業績連動報酬制度は採用していません。

毎期、取締役会は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、取締役の個人別報酬等の額の決定を代表取締役只野太郎に委任することを決議しております。直近では、2024年12月17日に決議を行っております。

これを受けて、代表取締役社長只野太郎は、業績、財務状況及び経済情勢を考慮のうえ、任意の報酬委員会の審議内容を踏まえ、取締役の報酬等の額を決定しております。当社は、報酬の決定に係る透明性・客観性を確保するため、社外役員を構成員の過半数とする任意の報酬委員会を設置しており、取締役の基本報酬の設定及び変更を行う場合には、同委員会は、代表取締役から諮問を受け、審議・答申を行っております。2024年12月期において、2024年3月19日、2024年6月11日、2024年7月30日及び2024年12月17日に取締役の個別報酬額の審議を行っております。なお、代表取締役社長只野太郎に委任した理由は、当社の事業全体を把握し、全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職務について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議において決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	30,420	30,420	—	—	3
(うち社外取締役)	(3,600)	(3,600)	(—)	(—)	(1)
監査役	10,200	10,200	—	—	3
(うち社外監査役)	(10,200)	(10,200)	(—)	(—)	(3)

(注1) 当事業年度末日現在、取締役3名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役3名)が在任しております。対象となる取締役の員数には、当事業年度中に退任した社外取締役2名(無報酬)は、含めておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役である南黒沢晃氏は、ジャフコ グループ株式会社常務執行役員事業投資部長兼マネージング・ディレクターであります。当社と同社との間に特別の利害関係はありません。また、同氏は、2024年9月12日付で当社社外取締役を退任しております。

社外取締役である塙洋彰氏は、ジャフコ グループ株式会社事業投資部プリンシパルであります。当社と同社との間に特別の利害関係はありません。また、同氏は、2024年9月12日付で当社社外取締役を退任しております。

監査役大久保樹理氏は、大久保樹理税理士事務所所長及び株式会社プラスアルファ・コンサルティング社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。

監査役西村正則氏は、株式会社ルネサンス常務執行役員であります。当社と同社との間に特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	高 橋 元 弘	当事業年度の取締役会32回全てに出席し、弁護士としての長年の経験をもとに適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
取 締 役	南 黒 沢 晃	取締役退任時までに開催された取締役会21回全てに出席し、投資ファンドでの長年の経験をもとに適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
取 締 役	塙 洋 彰	取締役退任時までに開催された取締役会21回全てに出席し、投資ファンドでの長年の経験をもとに適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監 査 役	高 橋 研 児	当事業年度の取締役会32回全て、監査役会14回全てに出席しております。監査役としての長年の経験をもとに適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監 査 役	大 久 保 樹 理	当事業年度の取締役会32回全て、監査役会14回全てに出席しております。大手コンサルティング企業での税務顧問及び税理士としての長年の経験をもとに適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監 査 役	西 村 正 則	当事業年度の取締役会32回全て、監査役会14回全てに出席しております。監査役としての長年の経験をもとに適宜質問、意見表明等の発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役を除く。）及び社外監査役全員との間において、会社法第423条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合、当該契約により、係る損害につき、補填することとしておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重大な過失に起因して生じた損害は補填の対象としないこととしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人に適正な職務の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

a. 契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月

(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。)

b. 業務改善命令（業務管理体制の改善）

c. 処分理由に該当することとなった重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3か月

(2024年1月1日から同年3月31日まで)

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制として、2021年6月29日開催の取締役会にて「内部統制基本方針」を定めております。その内容は、以下のとおりであります。

(内部統制システムの整備の状況)

- 1 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、法令及び定款の遵守はもとより、社会の構成員として求められる倫理観及び価値観に基づき誠実に行動し、社会の期待に誠実に応えることが必要不可欠であると考え、取締役及び使用人に対するコンプライアンス研修等を行い、コンプライアンスに対する意識を継続的に高める。
 - (2) 当社は、コンプライアンス推進の基本的事項を定めた当社のコンプライアンス関連規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスの推進のための重要事項を審議・検討する。また、同規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理責任者を選任し、コンプライアンスの推進のための必要な施策を立案・実施する。
 - (3) 当社は、当社の事業にとって特に重要な法令については、必要に応じて、規程・研修の実施、マニュアルの作成などの対応を行う。
 - (4) 当社は、「内部通報制度」を設置し、法令及び定款違反行為の予防、早期発見並びに是正に努める。
 - (5) 当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
 - (6) 監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、監査役関連諸規程に従い、取締役の職務執行状況を監査する。
 - (7) 当社の内部監査部門は、当社諸規程に基づき、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、監査結果を、代表取締役、取締役会及び監査役に報告する。
 - (8) 当社は、法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会に報告のうえ、必要に応じて外部専門家と協力しながら対応に努める。
- 2 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、当社諸規程に基づいて、作成、保存、管理及び廃棄する。
 - (2) 取締役及び監査役が、その職務上必要あるときは直ちに上記情報を閲覧できる保存管

理体制とする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理のための基本的事項を定めたりスク管理に関する規程を定め、同規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスクに対する評価・分析並びに予防法及びリスクが現実化した際の対策を審議・検討する。また、同規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理責任者を選任し、リスク管理のための必要な施策を立案・実施する。
- (2) 当社は、特に重要視するリスクについては、必要に応じて、規程・研修の実施、マニュアルの作成などの対応を行う。
- (3) 当社の内部監査部門は、当社諸規程に基づき、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、監査結果を、代表取締役、取締役会及び監査役に報告する。

4 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、中長期及び年度毎の事業計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。
- (2) 当社は、当社諸規程を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を定める。
- (3) 当社は、業務執行の監督機能を強化し、経営の客観性を向上させるため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- (4) 当社は、社外取締役を含む取締役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足を行う。
- (5) 当社は、経営戦略会議を必要に応じて開催し、当社の様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。

5 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- (1) 当社は、連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。
- (2) 子会社は、関係会社管理に関する規程に定める協議事項・報告事項については、当社へ報告するとともに、定期的に業務進捗情報の報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正性を確保する。
- (3) 子会社の事業を管掌する当社取締役は、子会社の損失の危険の発生を把握した場合、

直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行う。

- (4) 当社の内部監査部門は、毎年、子会社の業務活動全般について、監査結果を、代表取締役、取締役会及び監査役に報告する。
 - (5) 当社は、必要に応じて、子会社に対し取締役を派遣又は監査役が赴き、当該役員を通じて、子会社担当取締役の職務執行を監視・監督する。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 当社は、監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くものとし、その人選及び人数については監査役会との間で協議する。
 - (2) 当社は、補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人は取締役の指揮命令は受けないものとする。また、補助使用人の任命、異動、評価及び懲戒については、事前に監査役会へ報告し、了承を得たうえで行うものとする。
- 7 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保するため、必要な知識・能力を備えた補助使用人を確保する。補助使用人は、内部監査担当者をはじめ執行部門の調査権限を有するとともに取締役会その他の必要な会議に出席できるものとする。
- 8 取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人が監査役に報告するための体制
- (1) 取締役会は、監査役会と協議のうえ、取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を定める。
 - (2) 取締役及び使用人は、監査役に対して、当社の事業の状況、コンプライアンスやリスク管理などの内部統制システムの整備及び運営状況などを定例的に報告するほか、当社に重大な影響を及ぼす事項がある場合には、これを報告することとする。
 - (3) 子会社の取締役、監査役、使用人は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した時は、直ちに当社の監査役へ報告する。
- 9 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、内部通報に関する規程で定める通報者の保護に基づき、当該報告を

した者の保護を行う。

(2) 内部監査担当者は、内部監査に際して、第1号の運用が徹底されているかにつき、定期的に検証し、取締役会に報告する。

10 監査費用の前払い又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。

(2) 緊急又は臨時の費用については、職務の執行上必要でないと思われた場合を除き、前払い又は事後当社に償還を請求できる。あらかじめ計上した予算によって監査費用が賄えない場合も同様とする。

11 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、監査役との間で、相互の意思疎通を図るため定期的な会合を開催し、監査機能の実効性向上に努める。

(2) 内部監査担当者は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。

12 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理関連規程を整備するとともに、内部統制システムの整備を行い、このシステムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば是正していく体制を構築する。

13 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社諸規程に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

また、当社は、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を管理部とし、警察又は公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターその他反社会的勢力等排除のための外部専門機関との連携を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、以下のとおり、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

(運用状況の概要)

1 取締役の職務執行

当社は、取締役会規則に基づき、原則として月1回又は必要に応じて臨時に取締役会を開催しております。定例取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

2 監査役会による監視

当社は、監査役会において、監査計画の策定及びその実施状況について、定期的に情報を共有しております。また、監査役の監査の実効性を確保するため、取締役会、経営戦略会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議及び代表取締役等との定期的な会合において、監査役と情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査担当者及び監査法人との間で随時意見交換や情報共有を行うなどの連携を図っており、それらを通じて監査役が業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。

3 コンプライアンス体制の運用

当社は、コンプライアンス関連規程に基づき、全ての役職員が法令遵守に努めるとともに、コンプライアンス違反の早期発見及び未然防止を図るため、内部通報規程に基づき、通報窓口を社内に通知し、その運用を図っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元については、重要な経営課題の1つとして位置付けております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。また、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。その他、基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

しかしながら、現在当社は成長拡大の過程にあると考えており、財務体質強化のため内部留保の充実を図り、事業の安定的かつ継続的な発展に努めることが株主価値の最大化に資すると考えております。

内部留保資金につきましては、さらなる成長に向けた研究開発、事業拡大に向けた運転資金や人材採用及び育成等の組織の構築のための投資に充当していく方針であります。

このことから、当社は創業以来配当を実施しておらず、当面は引き続き配当を行わず内部留保を基本方針とするものの、財政状態及び経営成績、今後の事業計画を総合的に勘案し、配当方針については引き続き検討する予定であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2024年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	797,145	1年以内返済予定の長期借入金	112,100
売掛金	216,969	未払金	94,779
仕掛品	22,915	未払法人税等	13,131
商品の他	75,017	契約負債	18,669
その他	14,058	賞与引当金	35,000
		その他の他	42,713
流動資産合計	1,126,106	流動負債合計	316,393
固 定 資 産		固 定 負 債	
有形固定資産		長期借入金	404,200
建物附属設備	2,333	固定負債合計	404,200
工具、器具及び備品	2,666	負債合計	720,593
有形固定資産合計	4,999	純 資 産 の 部	
無形固定資産		株 主 資 本	
ソフトウェア	396,509	資 本 金	308,080
ソフトウェア仮勘定	106,315	資 本 剰 余 金	1,567,770
無形固定資産合計	502,824	利 益 剰 余 金	△595,726
投資その他の資産		株 主 資 本 合 計	1,280,123
関係会社株式	356,074	その他の包括利益累計額	
その他	4,349	為替換算調整勘定	△6,361
投資その他の資産合計	360,423	その他の包括利益累計額合計	△6,361
固定資産合計	868,248	純 資 産 合 計	1,273,761
資 産 合 計	1,994,355	負 債 純 資 産 合 計	1,994,355

連結損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		982,352
売上原価		325,806
売上総利益		656,546
販売費及び一般管理費		607,029
営業利益		49,517
営業外収益		
受取利息	29	
持分法による投資利益	57,236	
その他	114	57,380
営業外費用		
支払利息	16,864	
上場関連費用	32,146	
為替差損	2,754	51,764
経常利益		55,133
税金等調整前当期純利益		55,133
法人税、住民税及び事業税		△1,337
当期純利益		56,471
親会社株主に帰属する当期純利益		56,471

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,000	1,269,690	△652,198	627,491
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	298,080	298,080	-	596,160
親会社株主に 帰属する当期純利益	-	-	56,471	56,471
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	298,080	298,080	56,471	652,631
当 期 末 残 高	308,080	1,567,770	△595,726	1,280,123

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	△13,193	△13,193	614,297
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	-	-	596,160
親会社株主に 帰属する当期純利益	-	-	56,471
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,831	6,831	6,831
当 期 変 動 額 合 計	6,831	6,831	659,463
当 期 末 残 高	△6,361	△6,361	1,273,761

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
- (2) 連結子会社の名称 Informetis Europe Ltd.

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 1社
- (2) 会社の名称 株式会社エナジーゲートウェイ
- (3) 持分法適用関連会社の事業年度に関する事項
株式会社エナジーゲートウェイは、3月決算であり、決算日が異なるため、同社の直近の四半期決算を基にした仮決算により作成した財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

重要な資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準 原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品 移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 6年～15年

工具、器具及び備品 3年～8年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの収益は、当社グループの提供するプラットフォームやプラットフォーム上で稼働する各種アプリ(以下、「プラットフォーム等」といいます。)に関して、利用開始時に発生する一時的な収益である「アップフロント」と、累積的・継続的に発生する収益である「プラットフォーム・アプリ提供」及び「アップフロント」と「プラットフォーム・アプリ提供」以外の収益となる「その他」により構成されております。

「アップフロント」については、顧客に当社グループの提供するプラットフォーム等を利用することができるようにする義務を負っております。当該履行義務は、顧客がプラットフォーム等を利用できることを確認した時点が履行義務の履行時点となると判断し、同時点で収益を認識しております。

「プラットフォーム・アプリ提供」については、メンテナンス契約とプラットフォーム等の利用料によって構成されております。メンテナンス契約は契約に定められた期間に渡り、メンテナンスを行う義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。プラットフォーム等の利用料の受領は一括で受領するものと毎月受領するものの2パターンがあります。いずれのパターンにおいても、契約に基づく期間に渡って、顧客がプラットフォーム等の利用

ができるようにする義務を負っており、当該履行義務は時の経過とともに充足されるため、前者は当該契約期間に応じて均等按分し、後者は月末締めで収益として計上しております。

「その他」については、「アップフロント」及び「プラットフォーム・アプリ提供」以外の主に受託開発や実証等となり、当該履行義務は、顧客に対する成果物の納品時点で充足されるため、同時点で収益を認識しております。

物品の販売契約における対価は、通常、短期のうちに支払期日が到来しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失の認識の要否

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 4,999千円

無形固定資産 502,824千円

(注) 上記のうち、当社グループにおける減損の兆候がある固定資産は、当連結会計年度において93,017千円であります。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、管理会計上の単位を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングしております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その場合の回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定しております。

当連結会計年度においては、海外領域事業における資産グループについて、営業損益が継続的にマイナスとなっていることから減損の兆候を識別し、減損損失の認識の判定を行っておりますが、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会によって承認された事業計画を基礎として見積っております。

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、事業計画における売上高の基礎となる今後の欧州ヒートポンプ市場の動向や市場における提携先グループのシェア率等であ

り、一定の成長を仮定しております。

上記の主要な仮定は見積りの不確実性が高く、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積りが変更した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響が生じる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

10,072千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,863,357株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 65,600株

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクに並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。回収遅延債権については、定期的に各担当者に報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

営業債務である未払金は全てが1年以内に支払期日が到来するものであります。また、これらの営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

借入金の使途は、今後の事業規模拡大を見据え運転資金等の資金需要の増加に備えるものであります。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理に関しては、資金計画の見直しを四半期毎に行い、必要となる資金を計画的に調達しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式(連結貸借対照表計上額 356,074千円)は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期借入金 ※1	516,300	439,651	△76,648

※1 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	439,651	-	439,651

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 261円91銭

1株当たり当期純利益 13円11銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの財又はサービスの種類別及び収益の認識時期に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	アップフロント	プラットフォーム・ アプリ提供	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス	211,393	52,523	402,049	665,966
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	-	316,386	-	316,386
顧客との契約から生じる収益	211,393	368,910	402,049	982,352
外部顧客への売上高	211,393	368,910	402,049	982,352

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記4. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	
売掛金	216,969
契約負債	
前受収益(注)	18,669

(注) 主に「プラットフォーム・アプリ提供」のメンテナンス契約及びプラットフォーム等の利用料のうち、一括で受領した場合に計上しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度末
1年以内	6,806
1年超2年以内	6,323
2年超3年以内	2,446
3年超	671
合計	16,247

計算書類

貸借対照表

(2024年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	763,480	1年以内返済予定の長期借入金	112,100
売掛金	263,547	未払金	198,502
仕掛品	22,915	未払費用	7,046
商 品	24,898	未払法人税等	13,131
前払費用	8,082	契約負債	17,248
関係会社短期貸付金	10,438	賞与引当金	35,000
その他の	7,960	その他の	35,593
流動資産合計	1,101,323		
固 定 資 産		流 動 負 債 合 計	418,622
有形固定資産		固 定 負 債	
建物附属設備	2,333	長期借入金	404,200
工具、器具及び備品	2,617	固定負債合計	404,200
有形固定資産合計	4,950	負 債 合 計	822,822
無形固定資産		純 資 産 の 部	
ソフトウェア	402,807	株 主 資 本	
ソフトウェア仮勘定	108,838	資 本 金	308,080
無形固定資産合計	511,645	資 本 剰 余 金	1,567,770
投資その他の資産		資 本 準 備 金	298,080
関係会社株式	479,533	その他資本剰余金	1,269,690
出 資 金	10	利 益 剰 余 金	△596,869
その他の	4,339	その他利益剰余金	△596,869
		繰越利益剰余金	△596,869
投資その他の資産合計	483,882	株 主 資 本 合 計	1,278,980
固 定 資 産 合 計	1,000,479	純 資 産 合 計	1,278,980
資 産 合 計	2,101,802	負 債 純 資 産 合 計	2,101,802

損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		986,814
売上原価		319,666
売上総利益		667,147
販売費及び一般管理費		665,846
営業利益		1,300
営業外収益		
受取利息	290	
受取配当金	3,262	
その他	114	3,667
営業外費用		
支払利息	16,864	
上場関連費用	32,146	
為替差損	5,981	54,991
経常損失(△)		△50,023
税引前当期純損失(△)		△50,023
法人税、住民税及び事業税		950
当期純損失(△)		△50,973

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	10,000	-	1,269,690	1,269,690	△545,896	△545,896	733,793	733,793
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	298,080	298,080	-	298,080	-	-	596,160	596,160
当 期 純 損 失 (△)	-	-	-	-	△50,973	△50,973	△50,973	△50,973
当 期 変 動 額 合 計	298,080	298,080	-	298,080	△50,973	△50,973	545,186	545,186
当 期 末 残 高	308,080	298,080	1,269,690	1,567,770	△596,869	△596,869	1,278,980	1,278,980

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品 移動平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	6年～15年
--------	--------

工具、器具及び備品	3年～8年
-----------	-------

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、当社の提供するプラットフォームやプラットフォーム上で稼働する各種アプリ（以下、「プラットフォーム等」といいます。）に関して、利用開始時に発生する一時的な収益である「アップフロント」と、累積的・継続的に発生する収益である「プラットフォーム・アプリ提供」及び「アップフロント」と「プラットフォーム・アプリ提供」以外の収益となる「その他」により構成されております。

「アップフロント」については、顧客に当社の提供するプラットフォーム等を利用することができるようにする義務を負っております。当該履行義務は、顧客がプラットフォーム等を利用できることを確認した時点が履行義務の履行時点となると判断し、同時点で収益を認識しております。

「プラットフォーム・アプリ提供」については、メンテナンス契約とプラットフォーム等の利用料によって構成されております。メンテナンス契約は契約に定められた期間に渡り、メンテナンスを行う義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。プラットフォーム等の利用料の受領は一括で受領するものと毎月受領するものと2パターンあります。いずれのパターンにおいても、契約に基づく期間に渡って、顧客がプラットフォーム等の利用ができるようにする義務を負っており、当該履行義務は時の経過とともに充足されるため、前者は当該契約期間に応じて均等按分し、後者は月末締めで収益として計上しております。

「その他」については、「アップフロント」及び「プラットフォーム・アプリ提供」以外の主に受託開発や実証等となり、当該履行義務は、顧客に対する成果物の納品時点で充足されるため、同時点で収益を認識しております。

物品の販売契約における対価は、通常、短期のうちに支払期日が到来しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失の認識の要否

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 4,950 千円

無形固定資産 511,645 千円

(注) 上記のうち、当社における減損の兆候がある固定資産は、当事業年度において95,491千円であります。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

1. の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記
固定資産の減損」の内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

10,013千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 166,133 千円

短期金銭債務 107,896 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 683,146 千円

販売費及び一般管理費 101,141 千円

営業取引以外の取引による取引高 275 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

2. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,863,357 株

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 65,600 株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因は、税務上の繰越欠損金等であります。繰延税金資産については、全額評価性引当額として控除しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主の子会社	株式会社フォーバルテレコム	被所有 間接13.06%	当社の製品及びサービスの販売	売上高 (注) 1	49,920	売掛金	54,912

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 市場価格を勘案し、双方協議の上決定しております。

2. 株式会社フォーバルテレコムへの当社の製品及びサービスの販売については、形式的には当社と第三者との取引であるものの、実質的には第三者を経由した当社と株式会社フォーバルテレコムとの取引による金額であります。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Informatis Europe Ltd.	所有 直接100%	研究開発、欧州圏における営業サポート 役職員の兼任・出向 資金の貸付	受取利息 (注) 1	275	短期貸付金	10,438
				ソフトウェアの購入 システム利用料	139,326 100,768	未払金 未払金	98,491 9,369
関連会社	株式会社エナジーゲートウェイ	所有 直接40%	国内における総代理店 役職員の兼任・出向	売上高 (注) 2	683,146	売掛金	98,537
				受取配当金	3,262	契約負債 -	16,247 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 利率の決定にあたっては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

3. 兄弟会社等
該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	262円98銭
1株当たり当期純損失(△)	△11円84銭

9. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

インフォメティス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本間 洋一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田 宏 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、インフォメティス株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インフォメティス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

インフォメティス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 本間 洋一 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石田 宏 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、インフォメティス株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月5日

インフォメティス株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 高橋 研 児 ㊟

社外監査役 大久保 樹 理 ㊟

社外監査役 西村 正 則 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝公園二丁目4番1号 芝パークビルB館 地下1階
A P 浜松町 F ルーム



J R山手線・京浜東北線	浜松町駅	北口より徒歩7分
都営浅草線・大江戸線	大門駅	A 6 出口より徒歩3分
都営三田線	芝公園駅	A 3 出口より徒歩3分